

令和2年度予算編成方針

北 見 市

《国の情勢と地方を取り巻く課題》

内閣府の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされる一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」とされるなど、依然として不透明な状況にあります。

このような情勢の中、国の令和2年度予算については、「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和元年7月31日閣議了解）において、歳出全般にわたり、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされたところです。

また、地方財政においては、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策による地方負担の増や高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、数多くの行政課題があります。

こうした状況の中においても、社会経済情勢の変化によるさまざまな行政課題に的確に対応し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築を実現していくことが必要です。

《北見市の財政状況と今後の見通し》

当地域の経済は、緩やかな持ち直しの基調を引き続き維持している状況にあります。

本市では、これまで「行財政改革大綱」などにより、持続的で安定的な財政運営の確立を進めており、平成30年度決算においても、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の4指標全てが健全となる見込みです。

しかしながら、現時点における令和元年度以降の収支状況は、歳入では、一般財源の大宗をなす市税、地方交付税、譲与税が、国の行財政改革や経済動向に左右されることから不透明であり、特に地方交付税については、合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）期間が平成27年度で終了し、平成28年度から段階的に縮減され、令和3年度から一本算定となります。一方、歳出では、総額について抑制を図りつつも、社会保障関係経費などの義務的経費、公共施設運営管理費の増嵩により、今後も厳しい財政状況が見込まれるところです。

このことから、今後、さまざまな行財政課題や大型事業への対応など市民の要請に応えていくためには、時代に即した必要な事務事業を見極め、行財政改革を進め効率的な行財政運営を目指し、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、この厳しい財政状況を乗り切ることが重要です。

《予算編成の基本方針》

令和2年度の国の予算及び地方財政計画については、現時点で明らかになっていませんが、令和2年度地方財政収支の仮試算によると、歳入では、経済動向に左右される市税収入については増加、地方交付税においても前年度比で約0.6兆円増の約16.8兆円とされている一方、歳出では、給与関係経費や社会保障費の増加により一般財源不足が見込まれることから、引き続き予断を許さない状況です。

今後も続くことが予想される厳しい財政状況において、経費支出の効率化等を含め、徹底した経費節減に取り組み、事務事業の必要性、効果、優先度などを再検証しながら、その仕組みや制度自体を見直すとともに、安全・安心で活力あふれる持続可能なまちづくりを目指し、時代の変化に柔軟に対応する真に必要な予算の確保に努めることとします。

以上を踏まえ、予算編成は、具体的に以下の方針により行うものとします。

- 1 予算編成に当たっては、第2期北見市総合計画基本構想の基本目標である指針、
 - (1) 健康で安心して暮らせるまちづくり
 - (2) 豊かな心と文化を育むまちづくり
 - (3) にぎわいと活力あふれるまちづくり
 - (4) 自然と調和する安全な住みよいまちづくり
 - (5) 市民による自主自立のまちづくり

をはじめとした「第2次実施計画策定にあたって」（令和元年8月7日企画財政部長通知）を踏まえ、事業の必要性、効率性、緊急性等を総合的に勘案しながら、地域の特性を活かした予算編成に努めるものとします。

また、地方創生総合戦略を踏まえつつ、第2次行財政改革大綱及び財政健全化に基づく取組を実施し、コスト縮減に努めるとともに、その他各種計画との整合性を図り、効果的で効率的な行財政運営を目指すものとします。

- 2 歳入においては、経済状況や国の動向により、市税等や一般財源の減少が懸念されます。

こうした中で、市税はもとよりその他収入の徴収対策強化、市有財産の売却・貸付の推進、国・道補助交付金の積極的な活用、広告事業の活用を検討するなど、可能な限り財源確保に努めることとします。

また、地方財政対策など国の予算編成や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関と連絡調整を密に行い、的確に情報を得るよう努力することとします。

- 3 歳出においては、国において、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」の中で、地方財政については、社会保障関係経費の増加、人

口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進めるとされていることなど、大変厳しい状況となっています。

また、資材価格の高騰、労務単価の引上げなど、経済動向等により経費は増大する傾向にあり、一層の歳出抑制を図る必要があります。

このことから、要求に当たっては財政健全化の取組や事務事業評価の結果を十分に踏まえた施策の検証を行うとともに徹底した経費の見直しに努め、新規事業にあってはスクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、原則として、前年度予算の一般財源ベースを上限とします。

4 経常費（経常的経費）については、社会保障関係経費などの義務的経費の増嵩に加え、各種公共施設の老朽化などによる施設等運営管理費の増加が見込まれ、大変厳しい編成とならざるを得ない状況です。

各事務事業の積算に当たっては、行政評価による中間・事後評価及び外部評価の結果や行財政改革推進計画等に基づく取組を踏まえ、経費削減に向けて適切に見積もることとします。

5 臨時費（政策的経費）については、次のとおりとします。

(1) 現在策定中の第2次実施計画及び地方創生総合戦略との整合性を十分に考慮するとともに、各自治区における地域の特性を活かすことにも配慮しながら編成することとします。

また、大型事業への対応など推進すべき項目を考慮し、事業実施の時期の見直しを含め、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を図るよう予算編成に臨むこととします。

(2) 新規計上する事業は、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、必ず事前評価を行い、想定される事業効果・達成目標・ランニングコスト等を十分検討の上、編成することとします。

(3) 投資的経費については、社会経済情勢や多様化する市民ニーズに配慮しつつ、その優先度合いを勘案し、国・道補助交付金の利活用や特に市債では、元利償還金に対する交付税措置のある有利なものの活用も見込み、事業費を計上します。公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなることから、起債対象事業については、最優先事業に重点配分するなど、後年度負担に十分留意しながら編成することとします。

6 特別会計及び企業会計についても、この方針にのっとり編成することとしますが、会計運営に当たっては、独立採算の原則に沿い、業務全般にわたる合理化を図

りながら安定したサービスの提供に努めることとします。

- 7 なお、今後、国の予算編成の動向（地方財政計画、地方創生に関する財政措置、補正予算の編成など）の把握に努め、その影響について情報収集を行うとともに、予算編成過程において適切に対応することとします。
- 8 予算要求に当たっては、企画財政部長が別途通知する事務連絡等によるものとします。

予 算 編 成 日 程 （ 予 定 ）

令和2年度予算編成については、以下の日程で行いますので、あらかじめ公務の日程調整をしてください。

年月日	曜日	事 項
元.		
9. 9	(月)	経常費予算要求開始
9. 25	(水)	予算編成方針示達
11月下旬		第2次実施計画案内示・臨時費予算要求開始
12月上旬		臨時費予算要求期日
12月中旬 ～下旬		臨時費予算ヒアリング
2.		
1月中旬		予算案内示
2月中旬		予算案発表

※日程については、変更する場合がありますので、その都度通知することとします。